

幸田町飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幸田町飼い主のいない猫に避妊手術又は去勢手術を受けさせる者に対し、幸田町飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することにより、猫の必要以上の繁殖を防止し、もって人と猫が共生できる地域づくり及び地域環境の向上を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「飼い主のいない猫」とは、所有者が存在しない猫で町内に生息するものをいう。

2 この要綱において「手術」とは、避妊手術（卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術をいう。）又は去勢手術（精巣の摘出手術をいう。）をいう。

3 この要綱において「耳カット」とは、猫の片方の耳の先端をV字に切り取る処置をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町の住民基本台帳に記録されている者

(2) 町税を滞納していないこと。

(3) 公益社団法人愛知県獣医師会に属する獣医師を有する動物病院において、手術を受けたことがない飼い主のいない猫に自ら費用を負担することにより手術を受けさせること。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項の各号に掲げる要件は、第5条第1項の規定による認定の申請及び第7条の規定による補助金の交付の申請時において、これを満たさなければならない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第1項第3号の手術に要した費用の2分の1の額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、飼い主のいない猫1匹につき、避妊手術にあつては1万円、去勢手術にあつては5,000円を限度とする。

(認定)

第5条 補助金の交付を受けて飼い主のいない猫に手術を受けさせようとする者は、手術を受けさせる前に、当該飼い主のいない猫が補助金の交付の対象であることについて、町長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は、所有者のいない猫であることについて、町の住民基本台帳に記録されている者であつて、当該認定を受けようとする者と世帯を別にするもの2人による確認及び署名を受けた上、幸田町飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金認定申請書（様式第1号）に町長が必要と認める書類を添え、町長に提出しなければならない。

3 町長は、第1項の認定の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の対象として認定することが適当と認めるときは、これを認定するものとする。

4 町長は、第1項の認定をしたときは、幸田町飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金

認定通知書（様式第2号）により当該認定の申請をした者に対し通知するものとする。

（手術に当たっての措置）

第6条 前条第1項の認定を受けて飼い主のいない猫に手術を受けさせた者は、当該飼い主のいない猫に、手術を受けたことを示す耳カット等の目印を付けさせなければならない。

（補助金の交付の申請）

第7条 第5条第1項の認定を受けて飼い主のいない猫に手術を受けさせた者は、幸田町飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金交付申請書（様式第3号）に町長が必要と認める書類を添え、当該手術を受けさせた日から30日を経過した日又は当該認定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第8条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定する。

（交付又は不交付の決定の通知）

第9条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容を幸田町飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知する。

2 町長は、前条の規定により審査した場合であって補助金を交付すべきものと認められないときは、その旨及びその理由を当該補助金の交付を申請した者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに、幸田町飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金交付請求書（様式第5号）に町長が必要と認める書類を添え、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により請求を受けたときは、補助金を交付する。

（交付の決定の取消し）

第11条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他不相当と認められる事実があったとき。

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。